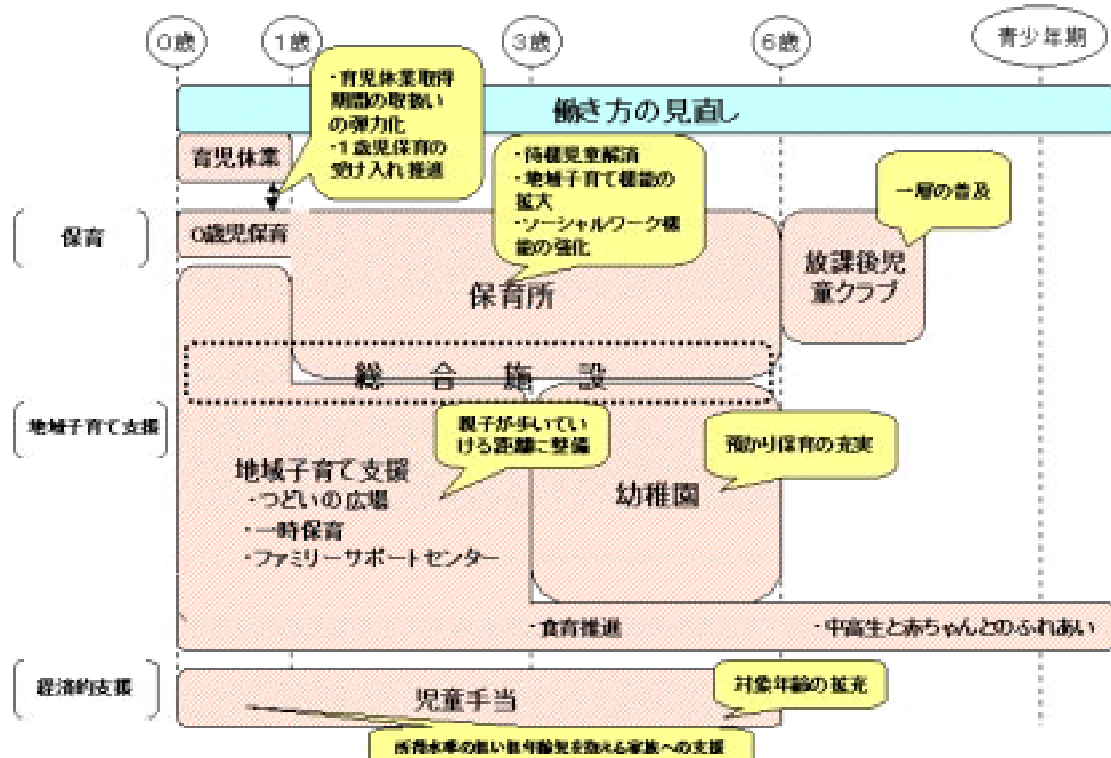


そして、子育て支援施策の基本的方向として、「普遍化・多様化」「総合化・効率化」「家庭と地域の『子育て力』」「出生から青少年まで年齢に応じたきめ細かな施策」「専門性の確保」の5点を提示している。

3)事業等のあり方

「地域子育て支援」「保育」「経済的支援」の3つの事業項目について、具体的検討の視点を定めるとともに、今後の方向性を提示している。

図表3-2-6 今後の事業展開の方向性



資料)「社会連携による次世代育成支援に向けて」(次世代育成支援施策のあり方に関する研究会報告書)

4)費用負担のあり方

費用負担については、現役世代・高齢者、企業・団体、国・都道府県・市町村それぞれの役割を明示するとともに、具体的な仕組みとして、社会連帯の理念に基づいて「共助」の視点からすべての国民が分担していくことを基本とする仕組みを提案し、その方法として社会保険の徴収方法を活用する仕組みを検討すべきとしている。

3. 自治体における取り組み

自治体における少子化対策のうち、自然増を意図した少子化対策施策の事例を整理する。

(1) 出生率向上策を行っている事例

1) 岐阜県内の市町村の事例

平成16年10月現在、岐阜県内では図表3-3-1に示した市町村で、自然増を直接的に意図した少子化対策施策が講じられている。全体的に町村での取り組みが多く、出産時や結婚時での支給事業が多くの自治体で実施されている。

市部の取り組みとしては、本巣市と飛騨市でそれぞれ出産時に金銭を支給する施策が実施されている。

図表3-3-1 岐阜県内における出生率向上施策の事例

市町村名	制度・施策名	概要
本巣市 (児童福祉課)	本巣市出産祝金支給に関する条例	第3子：30万円、第4子以降：50万円 出産時に本巣市に住所を有し、出産後も引き続き1年以上出生児とともに住所を有すること
平田町社会福祉協議会	成婚祝金	結婚相談の登録者が婚姻成立した場合 祝金1万円
南濃町 (福祉健康課)	子宝祝金制度	出産祝金 ・第3子以降の子 ・南濃町に住所があり、その出生児が小学校へ就学に至までの間、引き続き居住する意志のあるとき 入学祝金 ・南濃町に住所がある第3子以降の子が小学校に入学したとき ・ただし、その年の5月1日に在籍していること
坂内村(総務課)	坂内村定住促進対策に関する条例	・坂内村に住所を有し、結婚後も引き続き村内に定住すると認められる場合は結婚祝金を、また、この結婚を仲人した方に対しては仲人報奨金をそれぞれ支給します。 ・坂内村にUターンし、引き続き村内に定住すると認められる方、及びその家族のうち50歳未満の方について、Uターン助成金を支給します。
板取村 (地域計画課)	板取村むらづくり定住促進制度	ウェディングベル対策事業 村内在住者が結婚し、村内に引き続き定住する場合に助成金が交付されます。 ・結婚祝金 婚姻者(1組あたり) 10万円 ・ハネムーン旅行助成金(1組あたり) 10万円
上之保村 (健康福祉課)	村繁栄条例	結婚式祝金 本村に定住の意志があり結婚式を挙げた者に10万円支給 分家祝金 本村に住所を有する者で、村内で分家を構えた者に100万円を支給 定住奨励金 新たに同居目的のために家屋を新築又は増改築を行う者に5/100の工事費を補助 (上限は増改築75万円、新築100万円)

白川町 (保健福祉課)	白川町育児給付金等支給制度	町発展の基盤である住民の繁栄と、福祉の増進を図るため、本町に住所を有する者で、3人目以上の子を出産した者又は、その配偶者でこれを養育する者に対し育児給付金10万円を支給する。
加子母村 (住民課)	少子化対策事業	結婚奨励金・・・10万円 出産奨励金・・・第1子：7万円、第2子：10万円 第3子：20万円、第4子以降：30万円
付知町 (企画振興課)	若者定住促進事業	定住奨励金 当町に住所を定め就職したもの 5万円 結婚祝い金 結婚後住所を定め住むもの 10万円 住宅助成金 独立し住宅を建てたもの 10万円 出産祝い金 第3子以上の出産 10万円
串原村 (健康福祉課)	串原村人口増加対策事業	村おこし事業の一環として、串原村に永住する帰村後継者、転入者並びに婚姻者及び出産者に奨励金を支払うことにより、人口の増加を図っています。
飛騨市 (総合福祉課)	出産奨励金制度	出産を奨励、祝福し、児の健やかな成長を願い出産奨励金をお贈りします。 飛騨市に1年以上住所を有し出産後も引き続き飛騨市に居住される方 奨励金の額 第1子 30,000円 第2子 30,000円 第3子 80,000円 第4子以降 150,000円
荘川村(教育委員会)	結婚及び出産に対する祝金支給制度	結婚 ・婚姻成立1組につき10万円 ・ただし、荘川村に3年以上居住することを意思表示すること 出産 ・第3子以上一子につき10万円
白川村 (村民課)	白川村婚姻に対する祝金支給条例	婚姻成立時点で本村に住所を有するものが、当該時点以降引き続き概ね10年以上の間本村に居住することを意思表示した者に祝金10万円を支給する。
久々野町 (健康福祉課)	出産奨励事業	町に住所を有し、居住している方が、第3子以上の子を出産し、引き続き居住する場合に、1子につき10万円を支給する。

資料) 各種資料よりU F J総合研究所作成

2) 県外の市における出生率向上施策の事例

県外各市における出生率向上施策の事例を整理すると、各市とも出生祝い金や結婚祝い金などの支給事業が多い。ただし、富山県高岡市のように、金銭ではなく地元で利用可能な商品券で支給する例もみられる。

出生祝い金については、大きく第3子以降のみを対象とするものと第1子からを対象とするものに別れており、鹿児島県出水市のように出産時だけでなくその後も一定期間支給され続ける例もある。

結婚祝い金については、鹿児島県指宿市のように農業や漁業などの特定産業の後継者支援策の一環として行われている場合もあり、特定産業従事者が支給対象となっている例もみられる。

図表3-3-2 県外各市における出生率向上施策の事例

市名	制度・施策名	概要
結城市(茨城県)	すこやか子育て奨励金	第3子以上が出生した時点で、結城市の住民基本台帳に3年以上登録され、2児を養育し、かつ第3子以上を出産後その児童を1年以上養育・監護している方 奨励金は、結城市金券での支給で、以下の通り ・第3子 1人につき10万円 ・第4子以上 1人につき15万円
高岡市(富山県)	誕生祝事業	平成16年4月1日以降に出生し、高岡市に出生届を提出した第3子以降の児童を養育していること。 高岡市内に在住していること。 支給額は以下の通りで、高岡市商店街連盟の高岡市共通商品券の交付により支給する。 第3子 5万円 第4子以降 8万円
江津市(島根県)	江津市出生祝金事業	祝金を支給(1万円)
佐渡市(新潟県)	出産奨励金	第1子から50,000円支給
鹿屋市(鹿児島県)	農業後継者結婚相談事業	結婚祝金...1組につき10万円
出水市(鹿児島県)	ソルの里子宝お祝い金支給事業	第3子以降出産者(現に養育する者を含む)で本市に引き続き1年以上住所を有する者 第3子以降1人につき 出生時10万円 1歳から5歳までは、誕生日を迎えたとき2万円 小学校就学のとき10万円
指宿市(鹿児島県)	後継者対策事業	・結婚仲介者に対し結婚するカップル1組につき5万円 ・漁業後継者で結婚する者 結婚祝金5万円 ・農業後継者で結婚する者 結婚記念品等贈呈 5万
国分市(鹿児島県)	出生祝金支給事業	出産日を含む前後において引き続き1年以上本市に住所(生活の本拠)を有し、18歳未満の児童(ただし、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間を含む。)を2人以上養育している者が、出産により第3子以降出生子を養育することとなった者。 第3子以降出生子1人につき100,000円を支給
西之表市(鹿児島県)	後継者対策事業	農業、漁業後継者に結婚祝金支給 結婚祝金...1組10万円
竹田市(大分県)	出産祝金・祝品	平成11年4月以降、出産した竹田市民 第1子及び第2子:3千円相当の祝品 第3子以降:子供一人につき50,000円

(2) 新規施策開始都市と施策廃止都市について

出生率向上施策について直接的な取り組みを進めている自治体もある一方で、十分な効果が得られないことや財政上の理由から廃止している自治体も存在する。各自治体のおかれた環境によって出生率向上施策に対する期待と評価は異なっており、こうした施策の導入が問題の解決に必ずつながるとは限らない。

富山県高岡市の誕生祝事業は、平成 16 年 5 月から開始した事業である。こうした事業実施の背景には、どの自治体も厳しい財政状況で、保育所建設などの大型予算が組めないだけに、即効性の期待できる直接的な経済支援で「産み、育てやすい環境」を整え、人口増や定着率向上を図りたいという意図が働いている。

一方、岡山県笠岡市では、少子化・定住化対策として平成 6 年度から進めてきた「ゲンキ笠岡推進事業」を平成 11 年度以降縮小し、出産祝い金や子育て奨励金も廃止され現在に至っている。こうした決定の背景には、施策の効果が薄いという判断がなされたほかに、平成 9 年度の起債残高が普通会計を上回る 274 億円に達しているという逼迫した財政状況などの問題がみられる。

(3) 合計特殊出生率が上昇し続けている市の取り組み

国勢調査の年を基準として平成 2 年から 10 年間にわたって合計特殊出生率が下がらなかった市区町村を抽出したのち、市部についてその取り組み内容を把握した。

合計特殊出生率が上昇し続けている市区町村

国勢調査の年を基準として 3 期の間、合計特殊出生率が下がらなかった地域としては、人口 5 万人以上でも高石市、飯田市、日進市、大阪市平野区の 4 市区が存在する。

これらの市区では、出産祝金等の直接的な出生率向上施策は実施されていない。特に、ある程度の人口集積が進んでいる地域では、財政負担が大きくなることもあり、直接的な施策で自然増の効果を得ようとする試みは行われていない。

図表3-3-3 合計特殊出生率が上がり続けている市区町村(人口1万人以上)

市区町村名	都道府県	88～92年	93～97年	98年～02年	人口(2000年)
多良木町	熊本県	1.97	1.99	2.05	12,072
大船渡市	岩手県	1.85	1.88	1.95	36,570
滝野町	兵庫県	1.73	1.87	1.94	11,823
千厩町	岩手県	1.85	1.86	1.90	13,504
出石町	兵庫県	1.81	1.85	1.90	11,207
高石市	大阪府	1.55	1.59	1.78	62,260
飯田市	長野県	1.73	1.76	1.77	107,381
大治町	愛知県	1.55	1.61	1.65	27,073
紀伊長島町	三重県	1.55	1.58	1.62	11,045
大阪市平野区	大阪府	1.46	1.49	1.55	201,722
南河内町	栃木県	1.50	1.52	1.53	21,235
忠岡町	大阪府	1.47	1.48	1.49	17,509
東郷町	愛知県	1.48	1.52	1.53	36,878
柳津町	岐阜県	1.43	1.45	1.48	12,334
日進市	愛知県	1.40	1.41	1.42	70,118

資料) 厚生労働省大臣官房「人口動態統計特殊報告市区町村別合計特殊出生率」、総務省統計局「国勢調査」(平成 12 年)より U F J 総合研究所作成

愛知県日進市の取り組み

特に多治見市と条件に近い愛知県日進市を取り上げ、子育て支援等に関する施策を整理した。

ベッドタウンとしての立地条件

日進市は、名古屋市とトヨタの立地する豊田市に挟まれた地域である。名古屋市中心部までの通勤時間が1時間程度と、多治見と同様の立地条件となっており、ここ10年間でベッドタウンとしての開発が急速に進んだ。現在も4カ所で大規模区画整理を実施しているなど、面的整備が進められている。

保育環境の充実に向けた積極的な取り組み

日進市は、保育環境の充実に向けた取り組みとして、保育所の職員や定員数の拡充、子育て支援センターの設立、未就学児の医療費の無料化である乳幼児医療制度などに取り組んでいる。

図表3-3-4 日進市における特徴的な取り組み

保育所の職員・定員数の拡充
- 園児の定員数は1998年の980人から2004年には1,250人まで増加し待機児童はゼロ
子育て支援センター
- 読み聞かせや子育て情報の提供、子育てグループの支援、子育て相談の実施などを行うセンターで2002年に日進駅前に設立。
なお、子育てグループは市内に11組
乳幼児医療費制度
- 医療費の無料化を愛知県の基準である4歳までではなく未就学前までに拡大

世帯構成の特徴

日進市民の世帯構成は、20代前半の未婚率は愛知県平均より高いが、30代前半の未婚率がかなり低く、平成12(2000)年の未婚率は16.7%となっている。また、流入人口の大半が、いわゆる子育て世代であることも特徴となっている。

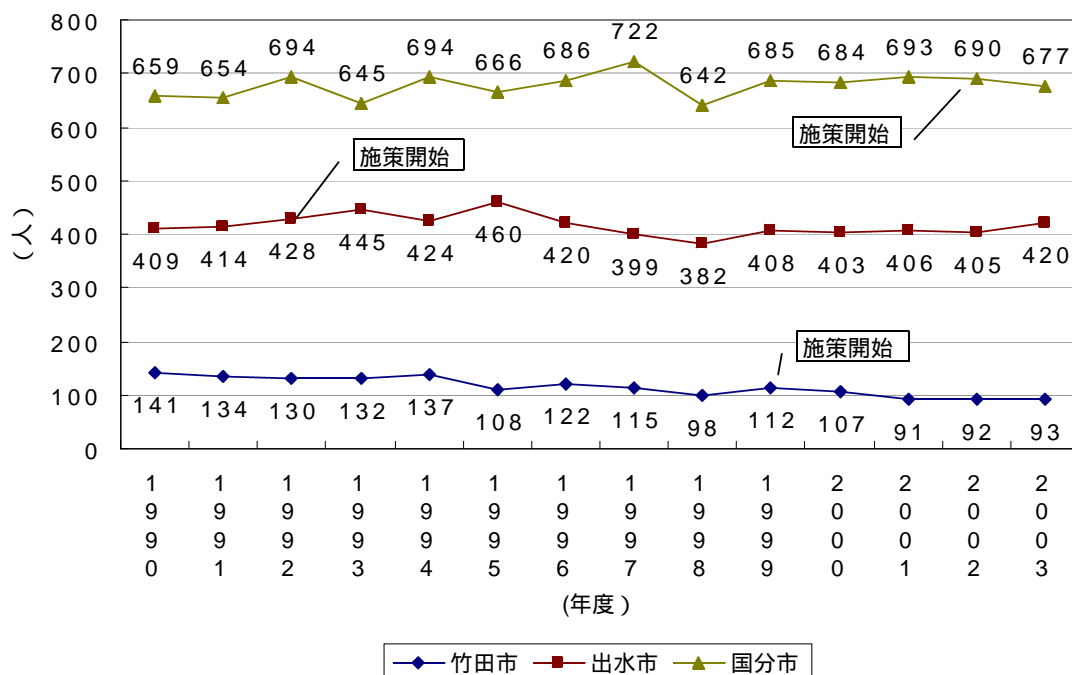
(4) 施策効果について

施策開始年度が判明した出水市、国分市、竹田市について、出生数の経年変化を表した。

これをみると、出水市において施策開始後に出生数の上昇がみられるが、それ以前からも上昇傾向にあったことをふまえると、年代構成の変化による影響の方が大きいと想定される。また、竹田市では施策開始年にこそ出生数が上昇したもののその後は低迷しており、国分市においては、開始年にさえ出生数が上昇していない。これらの点をふまえると、出生祝金の支給といった直接的かつ即効性が期待される施策であっても、その出生数増加の効果は、導入年度のみなどで限定的であるか、ほとんど得られないとみられる。

さらに、効果がないとして既に廃止している事例があることや、合計特殊出生率が向上し続けている都市の事例では出生率向上施策を講じていないことから、祝金のような直接的施策に対し、劇的な効果を期待することは難しいと考えられる。

図表3-3-5 出水市、国分市、竹田市における出生数の変化

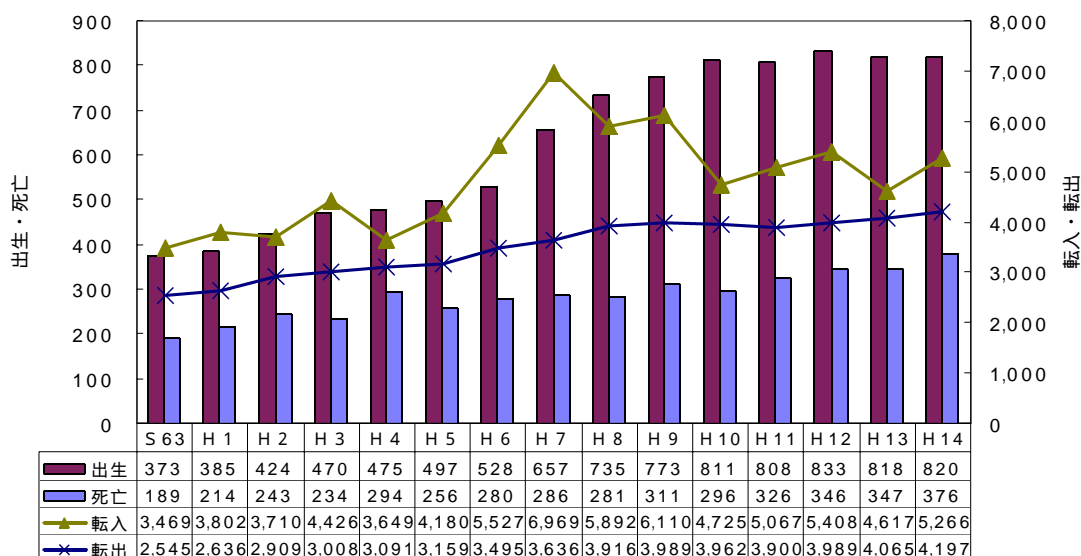


資料) 各種資料よりUFJ総合研究所作成

一方、日進市の取り組みのように保育環境の整備に取り組むことが、出産を促す結果につながるとする指摘もあるが、直接的な関係性は示されていない。

日進市の場合、平成14年現在で流入超過であり、その結果として子育て世代が多数流入し続けていることが無視できない要因の一つであり、こうした世代の人口流入が、既婚女性の増加や特殊出生率の増加を促した要因であると想定される。

図表3-3-6 日進市の人口増減の推移



資料) 日進市ホームページよりUFJ総合研究所作成

4. 少子化に関する座談会

(1) 座談会の概要

多治見における子育てのしやすさについて意見・提案等を伺うため、市内在住または在勤の女性を対象にフォーカスグループ調査（グループインタビュー）を実施した。

フォーカスグループ調査

1名の司会者が複数名の対象者を相手に、構成的な質問紙は用いずに座談会形式で話し合いをする調査方法である。出席者と司会者というきわめて人間的な要素で結果が大きく左右される。

一般には対象者が6～7名程度、時間は最大2時間程度までで実施される。

図表3-4-1 フォーカスグループ調査会場のイメージ



インタビュー対象者とグループ編成について

調査対象の募集にあたっては一般公募を行ったほか、多治見市役所および市内企業からも参加協力を受けた。多治見市職員については、育児休暇取得経験の有無、また経験者については人数が多かったため、年代や所属などに配慮して全部で3組に分割した。公募市民、民間企業社員については、まとめて1組とした。

育児休暇取得経験の有無によってグループ分けを行うことで、育児休暇取得未経験者が発言しにくい状況に陥るのを避けるよう配慮する。また、育児休暇取得経験の有無による意識の違いを明確にする。また、市役所職員と民間企業社員をグループ分けすることで、自治体と民間における意識の違いを明らかにする。

図表3-4-2 グループ編成と実施日

グループ	時間	対象者	人数
育児休暇取得経験者グループA	10月28日（木） 午前10:00～	多治見市職員 育児休暇中5名 育児休暇復帰後4名	計9名
育児休暇取得未経験者グループ	10月28日（木） 午後13:00～	多治見市職員 産前休暇取得予定3名 育児休暇取得前（未婚者・既婚者）5名	計8名
育児休暇取得経験者グループB	10月28日（木） 午後15:00～	多治見市職員 育児休暇中3名 育児休暇復帰後4名	計7名
公募市民、民間社員グループ	2月23日（水） 午前10:00～	公募市民2名 民間企業社員5名	計7名

進行スケジュールと質問項目

進行スケジュールと質問項目は以下の通りである。

図表3-4-3 各組における設問内容

【多治見市職員 育児休暇取得経験者】

時間	大項目	項目
05/05	趣旨説明	目的・注意事項説明、自己紹介
30/35	育児休暇取得前	制度の認知度、職場への告知、不安・心配だったこと
10/45	育児休暇取得中	不安・心配だったこと
20/65	育児休暇取得後	復帰のプロセス、不安・心配だったこと
25/90	制度や職場環境の課題・改善点	制度について、職場環境について

【多治見市職員 育児休暇取得未経験者】

時間	大項目	項目
05/05	趣旨説明	目的・注意事項説明、自己紹介
10/15	公務員という選択	職場選択の理由
20/35	結婚	結婚の意向、不安・心配に思うこと
20/55	出産	出産の意向、不安・心配だったこと
20/75	育児休暇	制度の認知度、不安・心配だったこと
15/90	課題・改善点	制度について、職場環境について

【公募市民・民間社員】

時間	大項目	項目
05/05	趣旨説明	目的・注意事項説明、自己紹介（全員）
10/15	職場選択や制度の認知度について	職場選択の理由（全員）、結婚・出産の意向（未婚・出産前）、制度の認知度（全員）
40/55	制度の利用について	職場への告知（取得前・復帰後）、復帰のプロセス、不安・心配だったこと（取得前・復帰後）
35/90	制度や職場環境の課題・改善点	制度について（全員）、職場環境について（全員）

(2) 調査結果の概要

多治見市の育児休暇制度自体は充実しつつありよい状況にあるとする意見が多かった一方で、その運用面はまだ不十分であるという意見が多くみられた。得られた現状と課題を整理すると以下の通りとなる。

制度全般について

1) 結婚・出産の意向等からみる課題

将来的な結婚の意向については、未婚者全員が「機会があればしたい」としている。

職場選択については、民間に比べ、仕事と結婚の両立をしやすいと考えて公務員を選択したとする職員が未婚者4人中2人であったが、いずれも公務員を選択する決定的な理由ではないとしている。民間企業では、職場選択の際に育児休暇等の福利厚生を考慮して選択した、とした人はいなかった。理由としては、やりたい仕事のできる職場を見つけることを優先したから、内定をもらうことが優先だったから、自宅から通える地元の有名企業ならよいと考えたからといった回答が挙げられた。

一方で、育児休暇制度について詳細を知っているとした未婚者は、人事部に勤務経験のある1人のみであり、実際に利用する立場にならなければ、制度の詳細までは知られていないのが現状である。民間企業では、制度に対する現在の意識については、自分は育児休暇制度を利用して仕事を続けたいとする人と、現在も制度についてほとんど認識がないとする人に分かれている。

このことから、育児休暇制度の充実そのものは、産みやすい・育てやすい社会環境整備につながるものの、結婚・育児に関する意思決定に直接的に影響し、晩婚化や少子化の潮流をくい止める決定的な要因ではないことが分かる。

2) 全庁的な職員採用方針に関する課題

近年、全庁的に女性の採用が増加しているが、今後、同時期に出産・育児休暇を取得することが予測されるため、長期的視点に立った職員採用計画を検討する必要があるという指摘があった。

3) 民間企業における職場環境に関する課題

民間企業に勤務する女性のうち、育児休暇を取得後、同職場に休暇前と同待遇で復帰した対象者はいなかった。ほとんどは、結婚または出産を機に退職しており、育児休暇制度を利用していない、またはできない現状にあった。

社内など周囲の女性で育児休暇を取得する人が少ないという意見が多く、周囲の女性の多くが結婚を機に退職するので、女性は結婚したら仕事を辞めるものだと思っていた、という意見もあった。結婚、妊娠したら仕事を辞めるという考え方が、地域に根強く残っていることを指摘する意見もあった。また、育児休暇を取得し、職場復帰しても家族に子ども面倒を見てもらえず、退職せざるを得ない場合も多いようである。

民間企業で働くほとんどの女性にとって、育児休暇制度を利用し、職場復帰することは極めて困難な状況にある。

4)子育て中の女性の採用に関する課題

特にパートタイマーの場合、子育て中の女性はすぐ休むからという理由で、採用時に不利な状況にある。

5)妊娠・出産に対する企業の理解に関する課題

妊娠や出産について、企業の経営陣、社内の男性や未婚女性の理解を得づらいという意見が挙げられ、社内における理解や協力が求められている。また、企業が共同で託児所を整備して欲しいという意見もあった。

育児休暇制度について

1)職場による情報ギャップに関する課題

育児休暇制度に関する情報については、「事前に告知があった」「手続きに必要な書類をもらい、説明があった」「担当課に相談したところ丁寧な説明をしてもらえた」など、育児休暇の取得に必要な情報が、事前に十分に提供されているとする職員がいる一方で、「育児休暇が3年間取得できることを知らなかった」「教えてもらえなかった」とする職員もあり、職場によって、制度に関する情報提供の程度に差があることが判明した。

特に、本庁職員と市民病院や保育園などに勤務する専門職員との差が大きく、本庁職員に比べ、専門職員に対しては十分な情報提供が行われていない傾向がある。

2)職員による認識のギャップに関する課題

職場によるギャップのみならず、職員個人の育児休暇制度に対する認識の差によっても、育児休暇の取得のしやすさが左右される現状が明らかになった。具体的には、家族や子どもを持たない女性職員や男性職員には妊娠・出産に関する理解を得づらく、育児休暇をとりづらいという回答がみられた。

3)代替職員の配置等に関する課題

多治見市では、育児休暇中に代替職員として配置される職員は、育児休暇取得期間の長さによって異なり、取得期間が短い場合は正職員ではなくアルバイトで補われている。このような場合、職場に負担をかけるのではという心配から休みづらいという意見があった。

また、市民病院や保育園等の専門職員では、同等の資格や技術を持つ代替職員を見つけるのが極めて困難であるという問題もあった。

4)休暇中の情報提供、研修等に関する課題

育児休暇取得者は、休暇中の職場の状況をほとんど知ることがない。スムーズな職場復帰のため休暇中の職場の情報提供が望まれている。また、休暇を利用し、託児所付きのパソコン研修等を実施して欲しいという意見もあった。

5)職場への告知に関する課題

企業の制度として、定期的に社内面談を行い、キャリアプランや結婚、出産の意向などの確認が行われることが多い。

面談等の有無に関わらず、妊娠した場合は、つわりをきっかけに職場に告知するケースが多く、つわりを理由とした遅刻・早退、入院等は比較的職場に認められやすいようである。会社によっては育児休暇の取得を言い出しづらいという意見もあった。

保育園について

1)入園先の選択に関する課題

仕事との両立を考えると、延長保育を実施する保育園への入園が条件となるため、一部の保育園に入園希望が集中するという現状がある。また、入園する保育園は抽選で決まるため、必ずしも最寄りの保育園に預けられないという問題も挙げられた。

一方で、入園予約をしても、必ずしも希望した保育園に入園できるとは限らず、遠くの園や民間を勧められることもある。さらに、土日保育や延長保育など、多様な働き方に対応できる保育環境を求める意見があった。このため、市内保育園全園での延長保育実施が強く望まれている。また、保育園に関する情報を総合的に提供する場がないことも問題となっている。

2)入園直後と職場復帰のタイミングに関する課題

保育園入園が決まっても、4月1日から子どもを預けることはできない。通常入園式までに一週間程度の期間があり、その後園によっては2週間程度の「ならし保育」がある。4月1日に職場復帰すると、この期間の仕事と育児の両立が極めて難しいという問題がある。

民間からも、職場復帰が4月でない場合、年度途中の入園が難しく、実家や子育て支援センターの協力を得なくてはならない。また、2人目の育児休暇取得中は、1人目の子どもを保育園で預かってもらえないのが不満であるという意見があった。

3)保育料等の経済面に関する課題

保育料は1人月額5～6万程度（ただし、2人目は半額）であり、経済的な負担が大きい。また、市民病院のように夜勤のある職場では、保育サポーター等に夜間の育児を依頼せざるを得ず、経済的負担はさらに大きくなっている。

職場復帰のプロセスについて

職場復帰後は、すぐに休職前と同様のペースでの勤務が求められているのが現状である。そのため、職場復帰のプロセスに「ソフトランディング」を求める意見が多くあった。具体的には、半日勤務や育児中の他の職員とペアでのワークシェアリングなど、多様な勤務体系に対する要望が強くみられた。また、職場復帰後は休職前と異なる職場に配属された方が、分からないことを周囲の人に聞きやすいという意見もあった。

民間企業でも、仕事の内容はマニュアル等を確認すればよいが、育児休暇取得前後で変更となった職場のルールや制度について、ついていけるかどうか不安を感じるという意見

があった。また、復帰直後から復帰前と同じように1日働かなくてはならないことに対する不安の意見もみられた。勤務時間の短縮など、緩やかに職場復帰できる制度があるとよいという意見があった。

行政への要望

1)市からの補助金について

出産一時金や3人目以降の子どもに対する育児補助金の制度はあるが、現金の支給は一時的なものにとどまっており、より長期的な視点に立った子育て支援策を求める意見があった。例えば、地元企業が育児に必要な商品を協賛品として育児家庭に提供し、協力的な企業に対しては、市がインセンティブを与えるといった具体的な提案も出されている。また、学校で必要な体操服の支給、医療費無料期間の延長、子どもが多い場合の給食費割引、保育園に関する情報の総合的な提供なども求められている。

他の都市にはない多治見市オリジナルの子育て支援を行い、多治見市が子育てをしやすい都市になることを希望する意見もあった。

2)男性の意識改革について

結婚や出産を機に仕事を辞めるのが一般的という考え方は、家事や育児が女性の仕事であるという意識に基づいている。地域全体に家事や育児を男女が協働で行うのが当然という考え方や行動が浸透するよう、男性の意識改革に関する取り組みを行政に求める意見があった。

その他

その他、対象者からあげられた課題としては、小学校入学後の学童保育の整備に関するものがあった。小学校に入学すると、放課後子どもの面倒をみてもらえる場所がないという問題である。学童保育については、育児休暇の視点からはやや外れるが、多治見市の次世代育成支援の観点に立てば、長期的には不可欠な問題である。

現在、多治見市内には、学童保育が整備されている学区もあるが、一部地域のみである。また、学童保育の定休日が月曜日となっていることについても「親の仕事も、子どもの学校も休みではないのに」という指摘があった。特に、低学年では部活動等がなく、帰宅時間が早いため、安心して子どもを預けられる場所の提供が強く望まれている。